

## 第 54 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 5 月 8 日（金）12:56～15:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一

（専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷  
川統括統計官ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 ただ今から第54回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回の部会では、「審査メモ」の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」のうち「（1）報告を求める事項」の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」及び「イ その他の調査票の構成の見直し」について審議を行い、いずれの論点ともに部会での結論は適当と整理をいたしました。

また「エ その他の主な調査事項の見直し」につきましては、前回の部会において、調査実施者から変更の概要について説明をしていただき、本日の部会で具体的な審議を行うこととしております。

なお、本日の部会は15時までを予定しておりますが、多少時間をオーバーする場合があります。その場合は、御予定のおありの方はどうぞ御退席されて結構でございます。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、初めに本日の配布資料といたしまして、議事次第にありますとおり、資料 1 として、前回部会以降御指摘をいただいた事項の回答をまとめております。次に、資料 2 として、審査メモに対する回答（その 1）、資料 3 として、審査メモに対する回答の説明資料（その 2）を付けております。

また、参考資料として参考 1 に審査メモ、こちらは第 1 回の部会を出しているものです。

参考 2 として、前回部会の議事概要、参考 3 として、第 52 回の部会の議事概要をお付けしております。参考 3 ですが、議事概要の 4 ページ目の一番上のところに数字が 3 か所あります。こちらに修正がありましたので、資料として改めて配布をさせていただいており

ます。

また、委員、専門委員の皆様の席上には、御参考までにこれまでの部会でたびたび言及されておりました「経済センサスの枠組みについて」という、平成18年に取りまとめたものを配布しております。

そのほかの資料については、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

委員、専門委員の方々には、経済センサスの枠組みについてという資料を今日配布いただきました。御覧のとおり、平成18年の3月末日に公表したのですが、それ以前から1、2年かけてこの報告書をまとめたものです。

私もその間参画をしておりまして10年たつということです。この間基礎調査が2回、それから活動調査が1回行われ、今まさに平成28年の2回目の活動調査の審議を行っているわけですが、個人的にはいささか感慨深いものがあります。どうぞ後ほどにでも御覧いただければと思います。

では、最初に前回の部会において、調査票に添付する「分類表」の提出をお願いしておりましたので、調査実施者から、簡単に説明をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 それでは、資料1の本体の2ページを御覧いただきたいと思います。また、資料1の参考資料1「分類表」も併せて御覧いただきたいと思います。

御指摘いただきました、まず2ページ目のところの一点目「分類表」について、御指摘がどのようなものだったかということをおさらい的に申し上げたいと思います。枠のところを御覧いただけますでしょうか。

2ページ目の枠囲みの上ですが、個人経営の事業所では、11欄と12欄の、この誘導が難しいという御指摘でした。

11欄で、まず①～②の22区分に該当する売上金額を記入した上で、その①～②のうち最も金額が多い区分が含まれている（ア）～（ケ）のいずれかに該当するかを確認していただいて、その事業活動について「分類表」を参照して、取扱商品や事業内容などを書いていただく。このことがいささか難しいという御指摘でした。

参考資料1を御覧いただきますと、これは試験調査に使用したもので、中ほどに「12事業別売上（収入）金額の内訳」と書いています。ここを記入する上で、まず11欄を記入していただくということが前提です。11欄の①～②のうち最も金額が大きい、例えば鉱業であれば（イ）ということになるわけです。⑥の建設業であれば（カ）ということになるわけです。

どこに該当するかをまずは確認していただいた上で、そこの横に枠を囲っております、ページ番号に誘導させております。このページ番号を御覧いただきますと、それぞれごとの取扱商品であったり、何を作っていたり、何のサービスを提供していたりということが、

一つ一つ項目として書いてあり、また分類番号が書いてあります。

このように分類表のページを分かりやすく誘導するように試験調査で作成しました。このような工夫をしております。

また、資料1の2ページの中ほどですが、試験調査を実施して、その結果はどのようなものであったかということが、「2」として記述しています。

「事業別売上（収入）金額」と「事業別売上（収入）金額の内訳」について、おおむね従来の24年ベースの両面設計と、今回新たに個人経営用として作成し、いささか難しいのではないかという御指摘をいただいた片面設計ですが、おおむねそれほど遜色のない記入状況ではないかと思っております。

逆に、直轄調査について見ますと、「事業別売上（収入）金額」では、前回の24年ベースの両面設計よりも、今回新たに個人経営用として作成した片面設計の方がはるかに記入状況が良いということにもなっております。

このようなことから、御指摘いただいた記入誘導の仕方がいささか分かりにくいということは、試験調査の結果からは認識しておりませんが、更なる分かりやすさを追求してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回宿題として、分類表を付けてさらに説明をいただくということにしたわけですが、今の説明に関して何か御質問、御意見ございますか。

○野辺地専門委員 私も実は少し前回の時に拝見していて分かりにくいなと思ったら、中村委員から御指摘がちょうどおありだったのですけれども、この（ア）～（ケ）までのところに分類して、例えば（カ）を選ぶと、その（カ）の中の⑥～⑪のことを書くのかとか、何かそこら辺がいま一つ分かりにくかったのです。

要するに、何を求めているのかが、その（ア）～（ケ）があって、（カ）はさらに細分されていたりしているので、そこに何か分かりにくさがあるのかなという感じがしていたので、そこら辺で記入の方が迷わず考えなくても、何を書けばいいのか分かるような形でうまく工夫をしていただくとよろしいのではないかという印象です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この参考資料1「分類表」にはページが書いてあります。例えば、建設業で1～2ページというのがありますが、このページというのは分類表ですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 「分類表」の表紙を御覧いただき、この後に例えば5、6ページを御覧いただきますと、鉱業ですけれども、金であるとか、鉄であったりということの品目が記述されています。その横に分類番号を書いているということです。

野辺地先生から先ほど御指摘いただきました点ですが、参考資料1の「分類表」の一番下のところを御覧いただきますと「留意点」とあります。

確かに御指摘いただきましたことは、例えば、一つの事業所について複数の事業内容がある場合でして、例えばこの（カ）の中で、建設事業と運輸と郵便事業など、一つの事業所で二つの事業を営んでいるということです。このような場合について、金額が多い運輸、郵便だけではなくて、（カ）の中全体から取り扱いサービスの提供、商品について、分類を書き添えていただくということになっております。

これでも、もしかすると少し分かりづらいということかもしれませんので、更なる検討をして参りたいと思います。

○中村委員 私は、この実際5、6ページ、7～10ページとこれを見せていただいたのですけれども、これを見ると分かるのです。

例えば（カ）の場合、⑥に1番目が入るけれども、2番目は⑧だというような場合に、⑥に限定されずに、もう少し広い範囲から3つを選んでくださいということなので、実際にページを見るとよく分かるということです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。この点に関しては、当然のことながら記入者の方が迷わないように誘導していただくという工夫を、さらに本調査に向けて努力をしていただければと思います。この点に関しまして、よろしいでしょうか。

それでは、この個人経営調査票の11、12番の書き方に関しましては、分類表を提出していただき、説明をいただいたという内容で適当と判断したいと思います。

続きまして、前回部会終了後、野辺地専門委員から調査票の説明文について御質問がございましたので、その点に関して調査実施者から説明をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 これにつきましても、同じく資料1の3ページです。

調査票の「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の説明文に、1年間の暦年を書いて暦年の金額を記入していただくということになっておるわけですが、「・・・記入できない場合は平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。」という趣旨の文言を記載すべきではないかと御指摘いただきました。

回答のところを御覧ください。まず1つ目でございますけれども、何度か申しております「経済センサスの枠組みについては、「経理項目については、その対象期間を原則として1～12月期とし、この期間を最も多く含む1年間の決算期間も認めることとする」と記述しています。このようなことから、2点目ですけれども、平成24年活動調査では、そのように書いているわけです。

3点目ですけれども、しかしながら、今回お示しいたしました調査票には、御指摘いただきました記述が不足しておりますので、これも誠に恐縮ですが、御指摘を踏まえまして、そのとおり追記したいと思っております。

次の4ページを御覧いただきますと、上の方は現在お示ししているものでして、下の方が修正案ということで、下線を引いているところを御覧いただけますでしょうか。御指摘

いただきましたとおり、基本的には1年間の金額記入ということですが、括弧書きで「この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください」と追記したいと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の修正案に関しまして、野辺地専門委員いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 これで結構です。

もう一つ、これとは直接関係ないのですが、企業はどうしても棚卸しとの関係で売上原価をきちんと把握するために、暦年で記載するよりも決算年度でもって記載する例が多くならざるを得ない。

調査実施日によって、例えば仮に、2月でもって調査したことがあったのですが、2月に調査するとその前の年を含む1年間と言うと、結局その前の年の3月決算。結局9カ月前に終わった年度で、中身はさらにもう1年前のものになってしまうものを書いているケースが結構出てくる。6月実施だと3月に終わったものを書けるので、比較的最近のものを書けるということです。

実施時期としては、やはりその年の3月決算のものを書けるタイミングですするという方が、かなり誤差は減るのかなということで、今回の調査実施日については、これで大変結構な方向なのではないかと感じております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

調査実施日のことに関しましては、後ほどまた改めて皆様方の御意見を伺い、審議を行いたいと思いますが、とりあえず野辺地専門委員から御指摘がありました点に関しまして、資料1の4ページのような形の修正案を御提示いただきました。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

少し見ていて気になったのですが、3ページの枠のところの一番下の「※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください」というのは、これは、営業を始めて調査日までにまだ1年たっていないけれども、ということですね。

何となく、これをこのままぱっと読んでしまうと、1年というのをどう言えばいいのでしょうか、調査日から遡って1年たっていないなくても、そのまま書いてくださいと読めるような印象を受けました。1年間ということが強調されているから、余り誤解はないだろうと思うのですが、少し私の個人的な印象かもしれません。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 どうも御指摘ありがとうございます。

これは、調査票の記入の仕方の書きぶりでございますので、先生の御懸念も含めまして、また後でお話を伺えれば我々対処を考えたいと思います。

ありがとうございます。

○廣松部会長 よろしくお願いをいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、野辺地専門委員から御指摘いただいた点に関しては、資料1の4ページの修正案

のような形の追記を行うということで適当と判断をさせていただきます。

続きまして「商品売上原価」について、中村委員からの追加指摘事項に関する調査実施者からの回答をお願いしたいと思います。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料1の5ページ目及び参考資料2の表を御覧ください。

資料1の5ページ目ですけれども、中村委員からの追加御指摘の事項ですが、「従業における商品売上原価を削除することについては、主業（卸小売業）がマージンの9割以上を占めているので問題にならないということか」ということと、「『売上（収入）金額、費用総額及び費用項目』の中の『売上原価』は商品売上原価を含むと思うが、商品売上原価を分離して把握していない企業が多いので報告者負担になるということか」という御質問です。これについてお答え申し上げます。

まず、「商品売上原価」につきまして、平成24年調査の時の結果は参考資料2にお示ししたとおりです。この表の右から2列目に「商業マージン率」というものを示させていただいておりますが、この商業マージン率を見ますと、「卸売業、小売業」が20.3%。「産業計」では21.3%となっています。

一方で、他の産業の商業マージン率を見ても、**「電気・ガス・熱供給・水道業」**は9.1%、「**学術研究、専門・技術サービス業**」は54.4%などとなっております。産業によっては多少ばらつきが見られておりますが、一番右側の「商品売上原価構成比」を見ていただければ分かりますとおり、「卸売業、小売業」が91.6%を占めているのに対しまして「**製造業**」が6.0%のほか、「**電気・ガス・熱供給・水道業**」「**学術研究、専門・技術サービス業**」などは全て1%未満と従業部分の占める割合はごくわずかとなっておりますので、全体に与える影響は極めて限定的ではないかと考えております。

また、産業連関表における商業マージン額の推計においては、「卸売業、小売業」の商業マージン率を細分類ベースで計算して全体の商品販売額に乗じて推計をしております。

それから、「売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の中の「売上原価」ですが、こちらの方は損益計算書における費用項目となっている一方で、それに含まれる「商品売上原価」を分離して把握するということは、別途またそちらを調べなければいけませんので報告者負担になると考えております。

さらに、28年調査では、平成26年の商業統計調査における調査事項の変更を受けまして、「商品売上原価」に代えて「商品仕入額」、「年初商品手持額」、「年末商品手持額」に、調査事項を変更して把握する予定にしておりますので、調査事項の追加につながることから、少なからず報告者負担が増加する状況にあります。

そこで28年調査では、前述のとおり、全体の「商品売上原価」の9割以上を主業が占めていること、産業連関表の商業マージン額の推計において主業のみを使用していること、及び報告者負担の観点から、従業分の「商品売上原価」を把握しないということにしているものです。

説明としては、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しては、中村委員からの御質問以外にも、委員長からも御指摘があったということから、事務局でもその説明資料を作っていたいております。

事務局から併せて説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料1の最後一枚紙の資料を準備しておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

「経済センサス - 活動調査 関係調査項目」ということで、こちらの資料で前回と今回の比較をさせていただいております。変更点はどこかと申し上げますと、「前回調査」のところの「商品売上原価」と「商業が従産業の場合」のところ、前回は把握をしていたために○がついておりますが、今回「商品売上原価」の把握の方法は、今、調査実施者から御説明がありましたとおり、把握の方法が若干変わってございますが、商業が従産業の場合は把握されないというのが変更点ということになるかと考えております。

資料の裏面を御覧いただければと思います。こちらにも既に御説明がありましたけれども、「商業マージン額の推計方法」につきまして、産業連関表担当とも御相談をさせていただきながら作成させていただいた資料です。

「商業マージン額」につきましては、「商品販売額」に「商業マージン率」を乗じて算出しているということで、単純に図であらわすとこのような形になるということです。

このうち「商品販売額」でございますが、前回調査で主業、従業ともに把握をされておりまして、今回調査でもこの点については変更はございません。

変更のある部分ですけれども、「商業マージン率」の算出についてです。先ほど少し把握の方法が変わると申し上げましたが、「商業マージン額」の推計に際しましては、この図にも書いてございますとおり、「主産業として行われた商業活動」の「商業マージン率」を「従産業として行われた商業活動」のマージン率にも使用している、つまり、主業の情報のみ用いているということでした。

結果として、前回調査で把握しておりました従産業の商業売上原価は利用されていないものと考えております。次回調査においても、「商品販売額」は引き続き主産業、従業ともに把握されますとともに、主産業の商業マージン率も引き続き計算が可能と考えているところでして、従産業の「商品売上原価」が削除されても、従産業のマージン額の推計が、例えば落ちてしまうとか、そういうことはないのではないかということでもまとめさせていただいたところでございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の、調査実施者及び事務局からの説明に基づいて御議論いただきたいと思いますが、まず中村委員から御意見いただければと思います。

○中村委員 参考資料2におきまして、「商業マージン率」及び「商品売上原価構成比」などの情報を提供していただいたことは非常に評価できると思います。ありがとうございます。

した。

商業マージン率がこの従業においてはかなりばらばらなので、主業である商業のマージン率を使って推計するのでいいのかなという気が一方です。一方でありますけれども、反対に従業では取扱額がかなり小さいですから、商品手持額の変動のタイミングなどによってかなりぎくしゃくする可能性があるのです。逆に従業の産業別商業マージン率を使っているのかなという不安も感じるということがあります。さらに主業におきましては、取扱商品ごとにマージン率が計算できるわけですが、従業においては何を売っているか分からないということもありますので、従業のマージンに関する情報が相当安定を欠く可能性があるということもあると思いますので、御提案のとおり、従業については商品売上原価は把握することはしない。主業の情報によってマージンを推計するという方法で妥当ではないかという気がいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかの委員、専門委員の方はいかがでしょうか。ポイントは、商業が従の場合について前は商品売上原価をとっていたのを、今回はそれはとらない。ただし、マージン額の計算に関しては、従産業として商業活動を行っている部分に関しては、マージン率は主産業の情報を使うということです。中村委員の御指摘のとおり、確かに従産業の場合にマージン率を独自に求めると、かえって安定性を欠くおそれがあるということであり、恐らく前回にも主産業の情報を使っていたのは、そういう理由も考慮した上でのことかと思いますが、この点いかがでしょうか。

委員、専門委員の方から、特に御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

今の説明に関して、産業連関表を担当する総務省や、国民経済計算を担当されている内閣府からも何か補足説明あるいは御意見がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 総務省でございます。調査実施者の方が御説明いただいた内容や事務局でまとめていただいた資料で、十分尽くされているかと思しますので、結構かと存じます。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

経済センサス - 活動調査と国民経済計算の関係について、若干御説明をさせていただきたいと思っております。経済センサス - 活動調査のうち、商業などの情報につきましては、同じ年次を対象とする - 例えば2011年には2011年、2015年には2015年ということになりますけれども - 産業連関表の推計に利用されるということで、国民経済計算においては、この産業連関表をベンチマークとして取り込む基準改定という約5年に1度の作業の際に、間接的に、いわば産業連関表を経由して経済センサスの情報が反映されるということございまして、ただ今御議論のございました商業部門のマージンですとかあるいは商業部門の産出・投入構造というのは、産業連関表の推計を経由して国民経済計算の基準改定に反映さ

れてくるということでございます。

国民経済計算においては、今回御議論になっていきます24年経済センサス - 活動調査で調査されていまして商品売上原価というものについては、直接的には利用をしておりません。

このことは平成28年の次回の経済センサスについても、国民経済計算において、そうした情報を利用しないということは変わらないと考えております。

商業マージンの推計がきちんとできるかということにつきましては、先ほど事務局あるいは調査実施者から御説明ありましたとおり、主業として商業を行っている部門が、商業マージンや商品売上原価の構成比でみてかなり大宗を占めるということで、そうした情報を使って産業連関表の方で精緻に推計がなされていくということでございますれば、国民経済計算としては、特に問題はないと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この変更は、この28年調査の一つの大きな論点であろうと思います。調査実施者及び事務局から説明を頂き、産業連関表を担当されている総務省、国民経済計算を担当されている内閣府から、今いただいたような評価を頂きましたが、ほかに何か特に御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この商業マージン額の算出に関する論点に関しましては、本日いただきました説明で適当ということにさせていただきたいと思っております。

以上で本日の資料の参考1「審査メモ」の記載されている論点のうち4ページ「エ その他の主な調査事項の見直し」のうち表のナンバーでいきますと①②に関しまして、適当と御判断を頂きました。それ以外に③～⑧まで変更、追加があります。

念のため、恐れ入りますが③～⑧のところに関して説明を再度お願いしたいと思います。○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料2の15ページ目を御覧ください。それと、参考資料3にさまざまな修正箇所の新旧表がありますので、そちらの方も併せて御覧ください。

まず、③の「店舗形態」に関してですが、こちらの方はコンビニエンスストア等の産業格付を、従来「売場面積」「セルフサービス方式の採用」「営業時間」「飲食料の取扱」をもとに行っておりましたが、格付事項の記入漏れ、誤記入などによって、審査に時間を要することから、「店舗形態」の選択肢に新たにコンビニエンスストアを追加することによりまして、格付精度の向上、審査の効率化を図るものです。

参考資料3は右側が24年調査の調査事項、左側が28年調査の調査事項（案）を示していますが、3ページ目の一番上の③の「各種食料品小売店」「ドラッグストア」「ホームセンター」のところに「コンビニエンスストア」を追加するものです。

それから、④の「建設業許可番号」でございますが、こちらは建設関連統計の母集団情報としての活用が想定されておりましたが、その後、他の行政記録情報を母集団情報として活用することとして、当該調査事項の必要性がなくなったために削除するものです。

続きまして、⑤の「学校教育の種類」「学校等種類別収入内訳」です。こちらは、「子ども

も・子育て関連3法」に基づく新制度が平成27年4月に本格施行されることを受けて、「幼保連携型認定こども園」が学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられることに伴って、区分を追加するものです。

先ほどの参考資料3の3ページ目の一番下⑤のところに、「13幼保連携型認定こども園」が追加されているというのが分かるかと思います。

次に⑥の「単独事業所・本所・支所の別」でございます。こちらは、参考資料3の4ページ目でございます。こちらは調査名簿作成時点以降に単独事業所から事業所形態が変更になった場合を考慮し、「本所・本社・本店」、「支所・支社・支店」という調査事項を追加することで、変更になった場合に本所・支所の名寄せができ、調査の円滑な実施に繋がるものでございます。

それから、⑦の「この場所での事業所の開設時期」でございますが、こちらも3ページ目の真ん中の⑦の「開設時期」を見ていただければと思いますが、26年の基礎調査で変更されているため、統計間での比較可能性の観点から28年調査においても26年基礎調査の区分を踏襲するものでございます。もともと右側の24年調査におきまして、それぞれ年を選ぶようになっていたものを、平成17年以降は年を直接書いてくださいというように変更しておりますので、調査される内容自体が大きく変わるというものではございません。

続きまして、⑧の「国内の『常用雇用者数』及び『支所等数』」でございますが、こちらは24年調査では事業所調査票の結果を集計して算出しておりましたが、未提出の事業所があったことが判明したために、28年調査では企業傘下の事業所調査票と本調査項目の結果を突合することで、事業所の提出状況を早期に把握するために追加するものでございます。

また、速報集計を期限内に公表するには、平成29年1月末までに速報に用いるデータの内容を固める必要がありますが、その時期には、並行して直轄調査の督促も行われております。そのために、未回収の事業所調査票が存在する企業もございまして、傘下事業所の常用雇用者数を足し上げて集計すると、過小になってしまうことが想定されます。その点を解消するために、速報集計では企業調査票上の国内の「常用雇用者数」を用いて集計することを考えているものでございます。

簡単ではございますが、説明としては以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回説明いただいた分を再度説明いただいたわけですが、この③「店舗形態」から⑧「国内の『常用雇用者数』及び『支所等数』」の変更にしまして、何か御意見がございませうか。

○森専門委員 済みません。細かいことなのですが、⑤の「学校教育の種類」で、「幼保連携型認定こども園」が追加ということになっているのですけれども、多分これは順番で行くと、初等、中等、高等教育という順番に並んでいるかと思いますが、新設なので13番というよりも、本来2番ぐらいに持ってきていただくと非常に分かりやすいのではないかとこののですが、いかがでしょうか。

○廣松部会長 ただ今の御指摘に対して、いかがでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 今回の御指摘についてですが、この順番につきましては、分類順で載せているという状況です。

○廣松部会長 分類順というのは。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 日本標準産業分類の番号の順番です。

○廣松部会長 よろしいですか。

○西郷委員 確かに日本産業分類上はそうなっているとは思いますが、記入する側から見た場合にこういう順番が記入しやすいか。「幼保型連携認定こども園」であるにもかかわらず、幼稚園というところにマルをしてしまうという可能性がないかということだと思うのですが、これはもうほとんど整理の世界ですので、御検討いただければというだけでよろしいのではないかと思います。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘を踏まえまして、検討させていただきます。

○廣松部会長 そうですね。あるいはほかの調査の並べ方ともかかわるかもしれませんので、今の点は少し御検討いただくということにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、③～⑧のうち⑤の「学校教育の種類」の並べ方に関して、ほかの調査も参照した上で御検討いただくということにしたいと思います。それ以外の点に関しましては、特に御発言ありませんでしょうか。

前回の説明とまたがってしまったものですから、少し不手際がありましたが、「(1) 報告を求める事項」のうち「エ その他の主な調査事項の見直し」につきましては、先ほどの⑤の部分に関して調査実施部局に調べていただくということにして、それ以外の点に関しては適当とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の資料の参考1「審査メモ」の6ページ「(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日」に関しまして御審議を頂きたいと思います。

この点につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは「審査メモ」の6ページの記述につきまして御説明させていただきます。

本調査の報告を求める事項の基準となる期日につきましては、平成24年2月1日から調査実施年の6月1日に変更することとしております。

また、報告を求める期間及び調査結果の公表期日につきましても、この実施期日の変更に伴いまして、それぞれ変更することとしております。

本調査につきましては、先般の部会でも若干触れましたように、メインテーブルの皆様にはお手元にお配りしております平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」に基

づき、当初は「平成23年7月1日」を調査期日とする計画でしたが、その後の統計委員会における要請も踏まえまして、国民経済計算の推計に必要なデータを提供するため、「平成24年2月1日」に調査期日を変更して実施することとなったものです。

一方で前回の2月調査は、先ほど野辺地専門委員からも御指摘ありましたが、確定申告時期と輻輳するということで、報告者の方に大きな負担を強いた。また、対象とする会計年の話もこれありということでした。

このため、今回調査ではこの18年の枠組みについての考え方に立ち戻りまして、一方で平成28年7月には参議院議員の通常選挙が予定されております。これにかかわる地方公共団体、特に市区町村の事務負担等も勘案しまして、平成28年6月1日を調査期日とする計画です。これに伴って、報告を求める期間、公表期日についても所要の変更を行うものです。

審査の結果、今回の計画はおおむね適当であると考えますが、6ページ下の論点のところのaにありますように、前回調査の実施状況の確認を含めた変更の背景事情を整理するというに加えて、bとしまして報告者である企業、事業所から回答が得られやすい期間となっているか。また、仮にですが株主総会等を終えた8月以降とした場合どのような支障が生じる可能性があるか。

次ページにかかりますがcとしまして、基準日の変更に伴いまして国民経済計算の推計を含め、調査結果の利活用上の支障が生じる可能性はないかということ。

最後に、dの後段にありますように、調査関係業務の見直しや工夫を行うことによって、公表の更なる早期化を図る余地はないか等について御議論いただければと考えております。  
○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料2の16ページ目を御覧ください。16ページ目の下のところからが回答になります。

まず「a 調査時期を変更するに至った背景事情は何か」ということですがけれども、まず24年調査の調査期日が2月1日となった経緯について御説明申し上げます。経済センサスに関する制度設計は、「経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）」において検討して決定されており、このうち初回調査の調査期日については「平成23年6月から7月の間の1日を調査期日（調査日）として定めること」とされ、その後の「経済センサス企画会議」における検討を経て、「平成23年7月1日現在とする」とされておりました。

一方で、内閣府では、前年末に実施しております工業統計調査の速報の結果の提供を受けて、国民経済計算の確報を公表しております。ところが、経済センサスの創設に当たり、この場合の経済センサスは平成23年に実施することとしますと、平成22年末に実施しておりました工業統計調査を実施しないで、今度、平成23年7月に経済センサスを実施することになりますので、内閣府ではこの工業統計調査に相当する結果の提供を受けるこ

とができなくなります。そのために、工業統計調査の速報の結果を用いない国民経済計算の確報推計、いわゆる代替推計の方法を検討していたところです。

この代替推計につきまして、統計委員会で審議をしたところ、当時の代替推計では看過できない精度低下が生じたということがあり、統計委員会から、平成22年工業統計調査または同等の調査を従来と同じ22年末に実施すること、及び、これに伴う平成23年経済センサス - 活動調査の実施時期等の見直しに係る検討の要請があったということです。

この要請を受けまして、地方公共団体との意見交換を重ねた上で、調査期日を「平成23年7月1日」から「平成24年2月1日」に変更し、平成24年調査として経済センサスを実施したという経緯があります。

一方で、第Ⅱ期の基本計画におきましても、今後の国民経済計算の推計につきましては、いわゆる代替推計を確立する必要があるとされており、28年調査の調査期日の設定に当たりましては、各省で合意された「経済センサスの枠組みについて」の当初の考え方、この場合は「6月から7月の間の1日」に立ち戻ることにしております。

その上で、平成28年7月に第24回参議院議員通常選挙等が実施されるということを勘案いたしまして、「平成28年6月1日」を調査期日としたものです。

次に、18ページ目「b 報告を求める事項の基準となる期日や報告を求める期間について、報告者である企業や事業所から回答が得られやすい期間となっているか。また、仮に株主総会等を終えた8月以降とした場合、どのような支障が生じる可能性があるのか。」ということです。

これについては、経理事項等を調査事項とする活動調査については、24年調査では2月1日を調査期日としておりましたので、確定申告の時期と重なり、あるいは決算前の回答となりましたので、地方公共団体等から、経理事項の記入及び調査票の回収が困難との意見が多く寄せられておりました。

企業の決算後の株主総会や個人経営事業所の確定申告の時期を考えますと、28年調査では6月1日を調査期日としておりますので、報告を求める期間を5月から7月とすることは、回答を得やすい期間となっていると考えております。

なお、8月以降を調査期日といたしますと、製造業の確報データ作成に係る審査期間が短くなりますので、国民経済計算の確々報用のデータ提供に影響を及ぼすおそれがありますので、適当ではないと考えております。

次に、19ページ目「c 報告を求める事項の基準となる期日の変更されることで、調査結果の利活用上どのような支障が生じる可能性があるのか。例えば、前回調査においては、国民経済計算の推計のための基礎資料を提供するため、調査期日を2月に変更した経緯があるが、今回の変更によって推計に支障は生じないのか。」ということです。

まず、調査期日の変更につきましては、各府省の統計主管課長を構成員といたします「経済センサス - 活動調査関係府省連絡会議」、有識者からなる「経済センサス - 活動調査研究会」、地方公共団体との会議の場におきまして、意見聴取を行っておりますけれども、調査

結果の利活用で支障が生じることの問題提起についての意見は出ておりません。

また、第Ⅱ期の基本計画におきましても、先ほど申し上げましたとおり、今後の国民経済計算の推計につきましては、いわゆる代替推計を確立する必要があるとされておりますので、内閣府でその方法を検討しており、SNAの確報推計に支障は生じないと聞いております。

28年調査のデータを用いて推計を行うSNAの確々報推計におきましても、データ提供のスケジュールを事前に調整しておりますので、支障は生じないと認識しております。

続きまして、20ページ目「d 調査結果の公表期日について、実査から速報及び確報までの各調査関係業務に係るスケジュールはどのように計画しているか。また、調査関係業務の見直しや工夫等を行うことによって、公表の早期化を図る余地はないか。」ということです。

まず、調査結果につきましては、実査の約1年後となる平成29年5月に我が国の全体像を示す産業横断的な速報結果を公表した後、確定値となる確報結果につきましては、詳細な審査・集計を段階的に行って、平成29年9月頃から、30年6月にかけて4回に分割して公表することとしております。それにつきましては21ページ目、スケジュールについては22ページ目を併せて御覧いただければと思います。

実査から最終公表までに要する期間につきましては、24年調査と同等ではありますが、公表早期化のニーズを踏まえまして、審査・集計事務を再構築することにより、各段階の確報集計結果の公表は、24年調査に比べて、製造業に係る確報結果のうち概要部分を3カ月先行して公表するとともに、サービス関連産業等の詳細結果を3カ月前倒しして公表することとし、早期化を図ることとしております。

なお、審査・集計においては可能な限り機械処理を行いますけれども、経済センサス・活動調査は全産業の事業所・企業の全数を把握する唯一の調査でありますので、調査票の枚数で約600万枚、調査項目数で約70項目、結果表数で約220表という膨大な量の処理が必要ですが、その精度向上は極めて重要でありますので、主に人手による判断・作業が必要となる処理がございます。そういった処理に相当な期間を要しますので、最終公表までに要する期間の短縮は困難な状況であります。

このほか、個人経営における調査事項の簡素化やオンライン調査の拡大により、審査事務の効率化を図ることとしておりますけれども、それにより生じるリソースは、法人企業の審査に注力することによる結果精度の向上の推進に活用していくこととしております。  
○廣松部会長 ありがとうございます。

この点、報告を求める事項の基準となる期日または期間に関しましては、既に何人かの委員、専門委員の方からこれまでも御質問等いただいております。

ただ今の調査実施者の説明に関しまして、御質問、御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

念のためですが、先ほど委員、専門委員の方々にお配りいたしました「経済センサスの

枠組みについて」という報告書によりますと、9ページの(2)調査実施時期の②のところ。これは平成23年調査の実施時期のことですが、一応こういう基本的な考え方にに基づき、平成23年の6月から7月の間の1日を調査日とするというようにしておりましたが、先ほど詳しく説明がありましたとおり、平成23年調査に関しては平成24年の2月に変更したという経緯があります。

それを28年調査の場合には6月から7月に移動するということですが、いかがでしょうか。

○野呂委員 先ほどの野辺地委員からの御質問にも関係するのですが、収入項目、売上高などは、基本的にはカレンダーイヤーといえますか、1月から12月までの数字を回答するということですが、それができない場合には、それを一番多く含む決算年度というようなことで、決算年度の数字が書かれるのは、極めて例外的といえますか、わずかなかと思っておったのですが、カレンダーイヤーの数字が原則と言いつつ、実際には決算年度の数字での回答というのは多いのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 今どちらが多いかという数字での比較は、申し上げることができません。

ただ、調査事項としまして決算月という調査事項を設けております。この分布を見ますと、比較的3月は結構多いのですが、1年間ほぼ12カ月満遍なく実は決算月があるということが、調査結果からも見受けられております。まずは暦年という期間を基本に把握させていただき、この期間での把握が無理な場合には決算月で27年暦を最も多く含む決算期間について書いていただくスタンスにいたしたいと思っております。

そのようなことから、調査票にもきちんと明記をさせていただきたいと思っております。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 私から少し補足させていただきます。

我が国の経済統計、私が全部把握しているわけではありませんけれども、基本的にはこの暦年把握であるかと思えます。

私なりにその理由を御説明いたしますと、まず個人経営企業。先ほど来御説明していますが、個人の確定申告は、基本的に暦年で押さえているということにして、数の上では過半数を占めている個人につきましては、このような把握になっています。

法人企業について、いろいろヒアリングしますと、大企業におきましては四半期決算もかなり導入されていますので、かなりのところ御対応いただいているのかなと考えていまして、そういうものを勘案いたしまして、我が国では基本的に暦年の方に統一していると認識しています。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

企業側の事情に詳しい野辺地専門委員あるいは森専門委員、何かコメントいただければと思います。

○野辺地専門委員 今、法人の決算時期がどのように分布しているかというお話がありまして、確かに法人企業全体から見ますとかなり分散はしてしまっていて、最近12月決算という

のもいろいろと国際会計基準の動向とか、国際展開している企業で決算時期を統一すると  
なると、海外で法律的に12月決算でなければいけない国もありますので、12月に統一して  
いるということもあって、増えてはいるのですけれども、12月決算であっても全体の1割  
程度でして、公開企業というのは、一時期株主総会の集中ということが背景にあって、い  
まだに全体の7割が3月決算というのが実情で、非公開会社も含めると、全体では一番  
多くて確か2割程度が3月決算会社だったかなと記憶しているのですが、そんな状況です  
ので、金額的なウェートの高い公開会社の数字というのは、3月決算会社のものが記入さ  
れているケースも多いのかなと。重複は少しいたしていますが、あと、3カ月のずれをプ  
ラスマイナスして暦年に置きかえて記載してくれているかどうかは協力度合いによりけり  
であり、月次決算をしていけば、単純に足し算引き算すれば書きかえられますので、そん  
なことで考えています。

仮に先ほども申しましたように、調査時期によって決算年度で書くことによって、実質  
的な中身が1年間、要するに違う。2月だとかなり古い数字が書かれてしまうというこ  
ともあったので、やはり6月とか7月に調査をするというのは、よろしいことではな  
いでしょうか。より最近のものを把握できるという意味で、最近といいますか調査対象期間に近  
いものを把握できるというように理解している次第です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

森専門委員はいかがでしょうか。

○森専門委員 中小企業のほとんどは3月決算が多いだろうとっております。私どもの  
方でいつも経営相談ですとか、いろいろな財務、税務とかの相談で、個人企業は12月なの  
ですけれども、その次に多い中小企業の相談として、やはり3月決算に伴う5月末までの  
申告とか納税等々に対する問い合わせというのが圧倒的に9割以上を占めますので、感触  
としてはやはり3月決算が最も多いので、6月1日の調査というのが非常にベストな選択  
ではなかったかというように思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点は前回の2月調査日に比べると、かなり大幅な変更といいますか、形の上ではそ  
うなるのですが今、野辺地専門委員、森専門委員から御指摘いただいたとおり、記入者  
としては3月決算が多いとするならば、6～7月ぐらいに調査期間、期日は6月1日として  
調査期間を6～7月ぐらいとするのが妥当ではないかという御意見ですが、ほかにいかが  
でしょうか。特にございませんか。

内閣府では、今回報告を求める期間が変更になることについて、特に御異存はないで  
しょうか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 発言の機会を与えていた  
だきまして、ありがとうございます。

先ほど調査実施者の経済産業省から御説明があった点に尽きるかと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

また、併せて実査を担当していただきます東京都及び大阪府においても、特に御異存はありませんでしょうか。

○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 今回6月1日につきましては、特に東京都は大都市ですので、国勢調査が前年度、今年の10月にやるということで、その審査が年度内に残ってまいりますので、そこで今回の調査と現場の方で少し重複するところがありまして苦しいところが、特に人口を多く抱える区、市の方は、少し事務の工夫をしなければいけないというような状況がありますけれども、2月1日と比較すれば6月1日は非常に調査をしやすいという時期ではあると思っております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

大阪府はいかがでしょう。

○原田大阪府総務部統計課参事 大阪府統計課でございます。

今、東京都がおっしゃっていただいたとおりでございます。我々府下の市町村の意見もいろいろ聞いたりしますと、やはり参議院選挙の関係もありますので、6月実施にさせていただくというのは非常にありがたいと考えております。

当然今おっしゃったように、2月に比べると6月というのは非常にいいのですが、6月から7月かという話も以前あったのですが、そのような中で今言いましたように、選挙の関係もありますので6月がベストであろうと考えておりますので、今回の決定はありがたいと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告を求める事項の基準となる期日及び期間に関しましては、平成28年調査に関しましては、平成28年6月1日を調査期日とするということを適当と御判断をいただいたということにしたいと思います。

それと密接に関係をいたしますが、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日に関しまして、先ほど調査実施者から御説明を頂きました。

この点に関しまして、特に何か御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

早ければ早いほどいいということは事実ですが、当然その間の作業量等を勘案せざるを得ない。当然それに費やすリソースも必要だろうと思っておりますので、この資料2の21ページ及び22ページにありますような集計体系及び審査・集計スケジュールで進めるということによろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、それでは、この報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日に関しましては適当と御判断いただいたとさせていただきます。

それでは、続きまして「審査メモ」の7ページ「(3) 報告を求めるために用いる方法」の「ア 調査組織の変更(大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託)」に関しまして、まず事務局から説明を頂き、引き続き調査実施者からそれに対する回答をお願いし

たいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、まず事務局から「審査メモ」の説明をさせていただきます。7ページにありますように、今回の調査計画では、調査のより円滑な実施を図る観点から、管理会社や施設の運営法人等への調査員業務の委託を可能となるように改善を求める意見が多く寄せられているということを踏まえまして、大型商業施設等の管理会社、運営法人等に対しまして、調査票の配布、回収等の業務を委託することを可能とするよう変更しております。

審査の結果、この変更は前回調査の状況を踏まえた見直しであり、おおむね適当であると考えますが、論点のaにありますように、前回調査の確認を含めた変更の背景事情の整理に加えまして、bとしまして、管理会社等に対する業務の委託が従来の調査員が行う業務内容と差異があるのかという点。

また、cとしまして、調査員業務を委託するような事例としまして、具体的にどのようなケースを想定しているのか。

最後にdとしまして、本社一括調査の対象としている企業の傘下事業所が大型商業施設等に入居している場合には、どのように対応し、また支障等は生じないのかという点について御議論いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○廣松部会長 では、調査実施者からの回答をお願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 資料2の23ページを御覧いただきたいと思います。また、資料2の参考資料5も、後ほど御説明いたします。

「ア 調査組織の変更(大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託)」について、ご説明する前に、経済センサス-活動調査では支社を有する企業につきましては、民間事業者が本社一括調査方式、具体的には、本社に対して支社の分も調査を行うという調査方法を採用しています。

一方で支社を有しない単独事業所につきましては、全国を調査区で区切りまして、それを担当する調査員が実地に訪問いたしまして、調査票を配布、回収するという調査方法です。

この場合、調査員調査における調査員業務を、少し変えまして、管理会社、施設の運営法人等に調査の業務委託をすることができるような仕組みを作りたいと思っております。

論点といたしまして、4点あります。

aといたしまして、業務委託について変更することとした背景事情は何かということ。

bといたしまして、どのような手順かあるいは従来の調査員が行う業務と何が違うのかということ。

cですが、このような業務委託はどのようなケースを想定しているのか。

dですけれども、この大型商業施設の中には、支所を有するような企業の傘下の支店や、支所を有していない単独事業所も入っています。つまり混在していますが、調査の漏れや

重複がないかという論点だろうと思っております。

回答のところを御覧いただきますと、まず1点目ですが、論点のaの御回答です。「審査メモ」のところでも御説明をいただきましたが、前回調査の地方公共団体において、調査を実施いたしました報告を見ますと、建物・施設の管理上の制約から、調査員が実地で調査票を配布・回収することが困難な事例がありました。大型商業施設等の調査に当たりまして、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託ができるような改善方策の検討を求められているところです。

28年調査では、平成27年に実施します国勢調査でも調査員調査を実施しているわけですが、この国勢調査で、調査員業務を業務委託するというスキームができつつあります。これを活用いたしまして、管理会社、施設の運営法人等に調査員業務を委託契約できるような仕組みを導入させていただきたいと考えています。

2点目の論点bのところですが、どのような点が調査員が行う業務と何が違うのかというところですが、参考資料5というものが資料2についておりますが、「調査員業務の委託契約の締結までの流れ等について」とフロー図がありますので御覧いただけますでしょうか。

まずは、大型商業施設の中で、従業員を調査員として選考していただければ何ら問題もありません。このような大型商業施設は先ほど申しましたとおり、建物・施設の管理上の制約から一般の調査員が実地に調査員活動を行うことはなかなか難しいです。

従いまして、この管理会社などの従業員が調査員として従事していただけるのであればそれでいいわけですが、まずは調査員候補者を選考していただけるかどうかを依頼するということです。

一番左の方では、従業員を調査員候補者として選考していただくというのは、一般的な方法で、公務員としての調査員を任命して、調査活動に従事していただくということです。

従業員の中から調査員候補者を選考していただけなかった場合についてですが、大型商業施設の管理会社に対して、調査員業務を委託することを打診するということです。

管理会社などが委託を受け入れられないということであれば、今度は市町村の皆様方が民間の中から調査員候補者を選考して、公務員としての調査員を任命していただいて、その調査員が調査活動を行うということです。

今回新たに申し上げるのは、一番右のラインで、大型商業施設の管理会社に対して調査員業務委託を打診し、了承していただいた場合に、公務員としての調査員を任命するというのではなくて、この会社と調査員業務の委託契約を結ぶということです。

これを、今回お認めいただきたいということです。

参考資料5の裏面を御覧いただけますでしょうか。調査員が調査を行う場合と、調査員業務を委託契約した場合の相違点などを表にしてあらわしております。

表頭の方には調査員、右の方では委託契約を書いています。下線のところが変更点です。

まず調査員であった場合には、公務員としての調査員を任命するということで、直接雇用ということですので、調査員業務に従事した後は調査員報酬を交付するということです。

一方、委託契約の場合には右側の表を御覧いただきますと、守秘義務など調査員に対する指導内容と同様の責務を履行条件として契約をする。仕様書ではそのようなことを織り込んでおく必要があります。さらには、費用が発生するわけですが、これは直接雇用ということではなく、委託契約の中から、調査員業務の報酬相当額の委託料を支払うということです。

この直接雇用かそうでないか、あるいは報酬の支払い方が若干違うということですが、業務自体には差異はないということを申し上げたかったわけです。

また、資料2本体の23ページの方を御覧いただきたいと思います。参考資料5で御説明しましたが、中段の2のところを御説明した次第です。

次に3点目ですけれども、この委託契約の具体的な事例ということで、cとして論点をいただいております。具体的な利用の事例といたしましては、ショッピングモールなど大型商業施設あるいは「駅ナカ」の商業施設であり、建物・施設全体の管理者が存在するような事例を想定しております。

さらに、論点dなのですが、調査員調査と直轄調査の調査対象が実はこの大型商業施設の中には混在しているわけですので、すみ分けをきちんとできているのでしょうかという論点です。

大型商業施設の中には支所を有する支店あるいは支所を有しない単独の事業所が実は現在も混在しているわけです。このようなとき、支所を有するような企業の傘下の事業所が大型商業施設に入居していた場合には、これは支店ですので、本社一括調査として調査をすることとしております。これはこれまでも、これからも同じです。本社一括調査の対象となっている企業傘下の事業所につきましては、調査員が調査活動を行う上で保有している名簿にも実は記載がされています。この名簿に基づき本社一括方式の調査方法の対象ですので、調査員は調査票の配布、回収は行いませんが、活動しているかどうかの確認は行うことにしています。ですから、委託契約の話があろうがなかろうが、実はそういうことになっております。

今般導入をさせていただきたいこの委託契約の際にも、同じように管理会社の社員などが調査員業務を行います。この名簿に搭載されている支店については、活動中であるかどうかの確認だけを行うということですので、最後に書いていますが、調査の漏れあるいは調査を重複して行うということは生じないということです。

何度も申しますが、委託契約をするということですのでけれども、調査業務自体は全く変わらないということです。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

調査組織の変更も28年調査の大きな特徴の一つですが、ただ今の調査実施者の説明にしまして、御質問、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

このスキームに関しましては、本調査の前に今年の10月に行われる国勢調査で前例がで

きるというように伺っております。その状況次第かもしれませんが、この点に関しては管理会社とか運営法人に対して、調査業務の委託をするということがかなり前から議論にはなっていたのですが、こういう形で具体的な案が示されたというのは初めてではないかと思えます。

いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 調査業務を委託した場合は守秘義務をかけるということなのですが、そもそも守秘義務の内容というものが、当然調査に当たった人はその結果を外に対して漏えいしたりとか、もちろんそういう意味では制約がかかるのですけれども、調査を委託した会社自体がその内容を知ってしまうということは必然的にあり得るわけですね。

そうすると、例えばいろいろな商業施設を運営している会社が、言ってみれば店子の部分の内情まで必然的にいろいろ把握できてしまう。そのことに対して、事業者、調査を受ける側が抵抗感を感じるということがないかどうかというのは、少し危惧されるのですけれども、そこら辺についての御見解をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 ある意味御指摘のような懸念が出るものと思っております。

そのようなこともありますので、例えば調査票をもし見られたくない場合には封入提出もできます。また、後ほど御説明いたしますが、今回オンライン回答を全ての事業所に対して実施することにしております。もし、封入提出しても調査票の記入内容を見られるのではないかという危惧をされる場合には、オンラインで直接国に回答するということがあります。我々もそのことを周知したいと思えますし、また管理会社の皆様方からもオンライン回答を推奨するようなことをしていただくことで、御懸念は解消できるかと思えます。

○森専門委員 管理会社等あるいは大型商業施設等の等というのは、ほかは何が入るのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 今ここで具体的に何かということは、申し上げられないのですが、その施設・建物を管理されている方が、調査対象との関係で一番身近な存在であろうかと思っております。その建物、施設に入る場合にちゅうちょするのでしょうか、部外者が入ることに対して、大変忌避感を感じているということがこの問題かと思えます。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 運営法人と資料に書いてあります。

○森専門委員 済みません。2つあると思っております。一つは管理会社でなくてもやりますということで手を挙げたら、これは委託、受託といいますか、できてしまうのかどうかということが一つ。当然企業のかなり細かい情報もとりますので、先ほどの野辺地専門委員がおっしゃっているように、企業の内情を知りたいという企業があったら、積極的に手を挙げてしまう可能性も実はかなりあるのではないかと。

ましてや、委託料がいただけるとなれば、喜んで手を挙げる企業も出てこないとも限ら

ないと思っております、この等に縛りといいますか、実際に店子を持っている大家だけに限ってこれを受託可とするのかどうかというところ。そこまで広げるのかというところについての質問でございます。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 基本的に個人であれば調査員として任命します。調査員の労働の対価としてその人に支払うということが前提ですので、もし個人ということであれば、調査員として任命します。

個人ではなく団体として、組織として調査業務を受けていただけるということになったときに、まさに今申し上げているようなスキームを活用したいということです。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 森先生の御懸念、私もある程度分かるところはありますけれども、先ほど参考資料5ということで、調査員業務の委託契約の締結までの流れということでお示ししましたけれども、具体的には都道府県あるいは市町村が管理会社や運営法人に対して、まずどういう形でお受けいただけるかということで御相談いただくものと考えていますので、先生御懸念のようなことがないよう、ここで都道府県、市町村の方とも我々いろいろ連携しながらやってまいりたいと考えています。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 一点補足させていただきますと、委託業務といいますか、現在の統計法におきましては、受託者である企業さんに対しても罰則規定が適用になっておりますので、秘密を漏らすというような行為があれば罰則の適用になる。単に委託契約で縛るだけではなくて、統計法による規制もかかっているということで、報告者の皆さんに安心感を持ってもらうような働きかけもしているところです。

○廣松部会長 今、都道府県とも十分相談をした上でという言葉がありました、東京都あるいは大阪府、この点に関しましてはいかがでしょうか。

○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 東京都です。

こういった施設については、非常に調査が難しいということで、現場の方も大変苦勞しているということになります。

こういった仕組みができれば、少し調査のやり方に幅が出てまいりますので、是非活用していきたいと思っておりますけれども、森先生がおっしゃったような御懸念については、国とも調整しながら起きないように形で、現場の方では考えてみたいと思っております。

○廣松部会長 大阪府もよろしいでしょうか。

○原田大阪府総務部統計課参事 大阪府です。

今、御説明ありましたように、このようなスキームができたということは、我々非常にありがたいと思っております。今、森委員がおっしゃった民間企業が受託したいと言った場合どうするかという件については、現在のところそこまで広げるとは考えておられないということでもよろしいのでしょうか。今後、管理者ではないところが手を挙げてきた場合とか、そういうところは考えておられないのですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 事業所の調査として初めての試みですので、まずは建物・施設を管理されている管理者を想定しております。まずは、実績を作

った方がいいのではないかと考えております。森先生からの御指摘もそういうことであろうかと思っております。

○原田大阪府総務部統計課参事 ありがとうございます。

ただ、大阪府としての意見なのですけれども、今後広げて行っていただきたい。例えば業界団体とか、いろいろな商工会とか、そういったところに受託していただけるのであればやっていただきたいと実は考えております。少し外れまして申し訳ないのですが、そういうところまで行ければいいなと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

確かに今の大阪府からの質問、例えば商店組合とか、そういう団体が多分あるのだらうと思います。そういうところにまで広げるかどうかという点も検討していただかなければいけない点ではないかと思えます。

○中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 28年で初めて導入するスキームですので、まず堅実なところからスタートさせていただいて、その実施状況を踏まえて、また次回以降検討させていただきたいと思えます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

最初に申し上げましたとおり、国勢調査で例えばマンションの管理会社とか管理人の方にここで言う調査員業務の委託等を今、考えているようです。その辺も参考にさせていただきながら、森専門委員からございましたとおり、どちらかという慎重な態度で臨んでいただくということが必要かと思えます。この調査組織の変更、特に大型施設等の管理会社や運営法人への調査業務、調査員業務の委託に関しまして、原則よろしいでしょうか。

確かにいろいろ考えなければいけない点はあると思えますが、この点は是非調査実施者と、都道府県の方々と十分すり合わせをしていただいて、とりあえずは慎重な方針で臨んでいただければと思えます。

では、この「ア 調査組織の変更」に関しましても、今申し上げましたような条件といえますか、十分御議論いただいて進めていただくことにさせていただきたいと思えます。

続きまして「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち「イ オンライン調査の範囲の拡大」でございます。これに関しまして、まず事務局から論点メモの説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、参考1「審査メモ」の7ページを御覧ください。7ページの下の方にございますように、前回調査ではオンライン調査の対象となっていたのは、支所を有する企業さんが対象となっておりましたが、今回の調査計画ではこれに加えまして「単独事業所」「新設事業所」全てに関して、オンラインの導入を拡大するというので、注釈にもありますように、可能企業は従来の130万事業所から約600万事業所というような数になるところです。

8 ページにありますように、審査の結果、オンライン調査の促進につきましては、第Ⅱ期基本計画においても推進を図ることとされている事項であり、おおむね適当であると考えておりますが、論点にありますように、まず a ですが、前回調査のオンラインの回答割合が8.1%と必ずしも高くなかったという原因の分析を踏まえて、回収効率の向上策を講じているのか。

b としまして、国勢調査で導入されるオンライン先行方式のような更なる導入の余地はないのか。

c といたしまして、このオンライン調査の導入拡大によって、調査員さんや地方公共団体の皆さんの業務がどの程度軽減されるのかというような話。また、その推進を図るためにどのような対応をしていこうとしているのかという点。

最後に d としまして、今回のオンライン調査で活用します共同利用システムの中には自動審査機能と呼ばれる機能がありまして、この機能を活用すれば活用するほど記入漏れが少なくなり、審査事務の負担軽減も図られるという一方で、漏れがあれば先へ進めなくなるということから、かえって負担を感じられる報告者の方も出るのではないかと。ですから、ここは非常に難しいところです。

そういった中で、審査項目の数、内容等をどのように考えておられるのかというような点について、御議論いただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 それでは、調査実施者から回答をお願いします。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 資料3の「調査実施者 説明資料（その2）」を御覧いただけますでしょうか。「イ オンライン調査の範囲の拡大」の表の中で「オンライン調査について、下表のとおり、全ての調査対象に導入する」ということで、表頭の方に「平成28年調査」「オンライン」と書いてあるところを御覧いただきますと、全てのところに丸がついています。

前回の24年調査の際には、支所を有する企業だけ、オンライン回答を導入しました。これを調査員調査の単独事業所・新設事業所についても導入するということでして、すなわち、全ての調査対象事例に導入するということです。

論点 a ですが、24年調査において、支所を有する企業を対象としたオンライン回答の割合は約8.1%です。この原因は何かということと、原因を踏まえてのオンライン回答率向上策はどのようなものかということの回答について、まず1点目ですが、この回答比率が低かった主な原因として、オンライン回答が可能であることの認識がされてなかったのではないかと思います。全ての調査対象事業所についてオンライン回答を導入していなかったものですから、全体としての広報も実は行っておりませんでした。このようなことも影響しているかもしれません。

2点目ですが、操作が煩雑、あるいは企業内での確認・保存を紙媒体で行うということから、紙媒体の調査票を選択したことが、オンライン回答率が低かった要因として挙げら

れるかと思っています。

さらにオンライン提出を試みた報告者からは、結果的にはオンライン回答をしていなかったということですが、なぜかといいますと、回答の送信方法が分からない、あるいは、ログインができなかったというような意見も寄せられております。

28年調査におきましては、まずはオンライン回答認知度の不足を解消したい、オンライン回答を知ってもらいたいということです。オンライン回答の向上を目指すべく『オンライン調査利用ガイド』というものがあります。資料3の付録として、参考資料6があります。

これは本日は御説明いたしません、この参考資料6では少し分かりづらかったということです、これをさらに28年調査では、より分かりやすくしたいと考えています。もしお時間がありましたら、これを御覧いただきまして、改善点などを、後日でも結構ですので、御教示いただければ大変ありがたく思っております。

資料3の3ページの4行目の「また」書きの部分を御覧願います。前回オンライン回答を実施したのは、支所を有する企業です。つまり、本社一括調査の調査方式の調査対象です。調査を実施する前に、実は事前確認というステップがあります。これは傘下事業所・傘下支社などが改廃をしたかどうかなどを、事前に確認しておくというステージです。この企業構造の事前確認においても、調査実施のときだけではなくて、事前の段階においてもオンライン回答を促すためのいろいろな工夫をしたいということにして、例えばオンライン回答を導入しますということだけではなくて、電子調査票のイメージを提示して、御参照いただくということで、身近に感じていただくと考えています。

もう一つは、今回は全ての事業所に対してオンライン回答を導入いたしますので、オンライン回答推奨を前面に出した広報を実施したいということ、積極的に広報・周知をしたいと考えています。

4ページの論点bといたしまして、今回、調査員調査においてもオンライン回答を新たに導入しますが、オンライン回答率を向上させるため、どのような工夫を行うかということです。こちらにつきましては、参考資料7を御覧いただきたいと思います。

先ほどの審査メモの御説明の際にも、国勢調査では先行方式、活動調査では並行方式という言葉がありました。

先行方式とは、オンライン回答するためのID・パスワードを先行して渡すということです。国勢調査の場合には、調査票を配布する前に、まずオンライン回答のためのID・パスワードを先に渡すことにしております。ここでオンライン回答をしていただければ、これで終了ということです。その後、オンライン回答をしていただけない世帯に対して、調査票を配布するということです。調査票を配布する前にオンライン回答のためのIDを交付しますので、先行方式ということです。

活動調査では、結果から申しますと並行方式、つまり調査票とオンライン回答のIDは同時に、並行的に渡します。

なぜ先行方式ではなくて並行方式とするかということ、調査員調査には、主に個人経営などの小規模事業所が多く含まれております。先般この部会でも御説明しましたが、個人経営の小規模事業所の方が、税理士に調査票の回答を依頼する事例が多いことを御説明いたしました。

このようなことから、ある一定期間を要します。紙の調査票を配布しない、また、回答期間の短い国勢調査のような先行方式では、オンライン回答の獲得が難しいのではないかと考えています。

直轄調査の《回答内容の作成》を御覧いただきますと、調査対象の企業の窓口担当から、実は従業者数を把握するために総務課への照会が必要ですし、売上や費用などについては経理課への照会が必要です。このように、実は複数の部署に多種多様の調査の依頼を想定しますと、やはり紙の調査票を、配布した方が円滑であると考えています。また、複数の部署に回答を依頼することになりますので、回答期間を比較的長く設ける必要があると考えています。

このようなことから、国勢調査のような調査票配布前の短期間でのオンライン回答方式、つまり先行方式ではなくて、活動調査では調査票配布から回収までのロングスパンのオンライン回答ができる、並行方式の方が、適当ではないかと考えています。

もう一つ、新たに導入する調査員調査において、オンライン回答の誘導のために、オンライン回答率を上げるためにどのようなことを考えるかということです。試験調査で、調査員調査でのオンライン回答率を検証してみました。その結果を申しますと、9.3%という数字です。24年調査における、調査員調査は結果的にはオンライン回答を導入しませんでした。前回の試験調査での調査員調査におけるオンライン回答率は2.1%で、今回の試験調査は9.3%と、飛躍的に伸びています。

「オンライン回答誘導のための工夫」というところを御覧いただきますと、これまではオンライン回答というのはオプション的な誘導といいますか、基本的には調査員に提出してください、オンライン回答もできますというスタンスでしたが、今回の試験調査では「デフォルト的に誘導」と記述しています。例えば、調査票などは封筒に入れて調査対象の方にお渡しするわけですが、その封筒における回答方法の記述としては、従来の調査ですと「調査員への提出をお願いします」、その下に「オンライン回答もできます」ということでしたけれども、この順番を逆転しました。

②に記述していますのは、調査書類を封筒に入れるという話はただいま申し上げました。その封筒に入れる順番を変えたということです。従来の調査ですと、調査票、「調査票の記入のしかた」、その後ろにオンラインのガイドという順番でした。今回の試験調査では、調査票の次にすぐオンラインガイド、そして、「調査票の記入のしかた」ということにいたしました。つまり、オンラインの書類、あるいは、オンラインの文字を比較的、調査対象の方の目につきやすいような工夫をいたしました。たかがこのようなことであっても、実は少しオンライン回答率は高くなるということです。来年の調査においては、このよう

な工夫をさらに進化をさせて、高いオンライン回答率を目指したいと考えています。

資料3の本文を御覧いただけますでしょうか。今、4ページと参考資料7の御説明をしました。

次に5ページのcという論点で新たにオンラインによる回答を可能とする際に、調査員や地方公共団体の業務はどの程度軽減されるか、また、オンライン調査の円滑な導入・推進のために、調査員に対してどのような対応を行うかということが指摘されています。

さらにdの論点です。審査メモにおいて、自動審査という言葉がありました。オンライン回答をする際に、入力されていないと送信できないという仕組みを導入します。調査項目の自動審査を多く設定すれば、市町村の審査が軽減するということですが、一方で、途中で入力を断念してしまうというリスクもあるわけですし、このバランスが難しいということです。このようなことから、自動審査項目の数や内容はどのようになっているかという御指摘です。

回答のところでは、まず1点目は、cに対する論点の回答として、今、申しましたとおり、オンライン回答が得られた場合には自動審査がかかりますので、この部分については市町村の皆様方の審査負担が軽減されます。

さらにオンライン調査を導入することで、調査員にどのような対応をするかという論点もありましたので、これは2点目に記述しています。3点ほど記述していますが、オンライン調査用のIDを記載する書類は、調査員が配り分けをする必要はなく、調査票とともに封筒の中に同封されておりますので、配り分けという新たな負担は発生しませんということです。

さらに言えば、オンライン回答を推奨するリーフレット、あるいは、オンライン回答の際に迷いが生じたときに、コールセンターに誘導が的確にできるようにいたしたいと考えています。

このように、オンライン回答が増加すれば、調査員の皆様方は調査票回収のための訪問をしなくて良いという、労力の軽減がなされます。

次に論点のdの自動審査項目についてですが、先ほど申しました試験調査では、全体としてオンライン回答率は9.3%でした。24年調査の直轄調査での自動審査項目に加えて、今回新たに導入します「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」や「売上（収入）金額」「費用総額」について、もし入力されなかったら送信できないパターンか、そうでないパターンで、オンライン回答率の差異を検証したところです。

一般的にはチェックが多くかかる方が、入力を途中で断念する確率が高いのではないかと思います、結果的にはほぼ同じでしたので、平成28年調査においては「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」「売上（収入）金額」「費用総額」の項目をも含めた形で、自動審査項目を設定いたしたいと考えています。

説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

統計調査全体について、オンライン調査による回答の導入というのは、一つの大きな流れとして提唱されているわけですが、それを踏まえて今回、経済センサス - 活動調査でもオンライン調査を、24年に比べてより広げて導入をしたいという計画です。

ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見はありますでしょうか。

○野辺地専門委員 資料3の3ページの中段あたりで、オンライン回答率が低かった例の中の「企業内での確認・保存を紙媒体で行うこともあり」というのは、まさにそのとおりです。まず事前に各部門に配って、下書きみたいな形で記入してもらって、取りまとめ部署が全体を取りまとめて、オンラインでやってもそういう入力をしていくという手順と、通常ある程度の企業であれば、控えを必ずとっておきたくなるわけです。その控えは下書きをただまとめておくのではなくて、本当に送った物の最終版の控えというものがきちんとプリントアウトできるような仕組みになっているのかどうか。

それから、他のオンライン調査のいろいろな、報告者側からの意見の中で、一旦提出したのだけれども、数字とか内容について修正したいけれども、それができないので何とかならないかというお話も出ているようなのですけれども、それらの点について教えていただけたらと思います。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 保存などはできることになっております。

今回導入します調査員調査のオンライン回答と、直轄調査とは若干違うものになっており、直轄調査は本社一括調査ですので、本社分と支社分も含めて回答することになっており、必ずしも一人の人が回答するということはないかと考えています。本社全体で回答することもできますし、支社に回答を依頼することもできるという仕組みを考えています。いずれにしても、若干違う形式ではありますがありますけれども、保存することはできることになっております。

○野辺地専門委員 印刷はいかがですか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 もちろん、修正もできます。

○野辺地専門委員 いや、修正というか、提出したものをきちんと印刷して保存してとっておけるのですね。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 はい。

○野辺地専門委員 了解しました。

○森専門委員 済みません。マイナンバーとかは対応しているのでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 マイナンバーには対応していません。

○森専門委員 いずれは対応されるのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 法人のIDについては一般的に利用が可能になるということで、今の予定では、国税庁のホームページで番号が公表されるということになっていますが、必ずしもそれを全ての事業者さんが認知して、記入していただけるか等の課題もありますし、それから調査実施時期と、マイナンバーが付与され

て利用されてくる時期というのが、今回は非常に微妙な関係にもあるということで、今回調査ではまだ活用には至っていないということです。

このマイナンバーにつきましては、政府全体で活用を進めていくにはどうしたらいいのかという検討も、現在進めていくところでございます。この調査におきましても、次々回といいますか、33年以降の調査においては活用ということも考えられるのかと思います。  
○森専門委員 ありがとうございます。

IDとかパスワードということで、会社が数字を覚えておくのが非常に大変で、みんな忘れてしまって、どうしたらいいのかということが往々に、5年に1度とかいうとあたりするかとも思いました、マイナンバーとかでしたら多分共通の番号として、代々きちんと管理することが企業としても楽かと思いましたので、共有していくと、なおオンラインの調査は回答がしやすくなるのかとは思いました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、説明がありましたように、28年調査ではマイナンバーを直接利用するのは難しい状況かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○北村委員 参考資料6（オンライン調査の利用ガイド）なのですが、これは今回御説明がなかったのですが、一応御説明では何か改善をしたいということでしたけれども、何かアイデアはあるのでしょうか。あるいは、どこが煩雑だとかいう意見があったとか、教えていただければ。

○馬場経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 こちらにつきましては、見ていただいたとおり、全体的に文字が多く、見づらいという部分と、報告者意見には載せていませんが、例えば5ページ目を見ていただくと「3 電子調査票のセットアップ(1)」というところがありまして、電子調査票exe・ヘルプファイル・d11ファイルと3つセットで各パソコンのローカルディスクにコピーして調査票を作成していただくところですが、実はファイルを1つコピーし忘れたとか、そういったところもあって、しっかりと、このファイル全部をきちんとセットしていただいた上で作業していただくとか、もう少し丁寧な説明が必要かと思っておりますので、全体的な構成を見直しつつ、分かりやすい形で広報活動をできればと考えております。

○北村委員 何かビデオというか、オンラインで見れば作業が分かるとか、あるいは見れば10分で分かるような、もう少しビジュアルにそういう工夫とかをされたらどうかと思います。

○馬場経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室参事官補佐 今、御意見をいただいた部分につきましても、例えばホームページ等でそういった入力の仕事とかを、ビデオ等の分かりやすいような形で、掲載することも検討しておりますので、できるだけ対応していきたいと考えております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

最初に申し上げましたとおり、統計調査全体にオンライン調査を導入するということは大きな流れで、この経済センサスにもその実現を目指していかざるを得ない。さらに今度の国勢調査で、全国でオンライン調査が可能になるようなシステムを今、開発しているということで、そうすると少しは調査対象の方々の意識も変わるかと期待するわけですが、やはりまだこれから試行錯誤をしていかざるを得ないと思います。ただし、オンライン調査の範囲の拡大という方向性に関しては、適当であろうと考えられます。

この点はよろしいでしょうか。今いろいろ委員・専門委員の方々から出された意見に関しては、調査実施者の方で十分御検討いただければと思います。

時間がもう過ぎておりますので、次の「(3) 報告を求めるために用いる方法」のうち「ウ 調査の対象区分の見直し」に関しては、次回に持ち越したいと思います。

本日の審議でございますが、まず「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」のうち「(1) 報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し（前回部会からの継続）」に関して、まず御議論を頂きました。その結果、特に個人事業主の票のうちの、あるいは個人事業主だけではなくて調査票全体かもしれませんが、11と12のところ、売上高等の記入のところの説明が必ずしも親切ではないのではないかとということに対して、本日分類表のページとともに、調査票及び「調査票の記入のしかた」の段階で説明を加えるということで、これに関しては御了承を頂きました。

次に、大きな論点として商業マージンの件に関しましては、今回商品売上原価ではなくて、年初の商品手持額、年間商品仕入額、年末商品手持額を調査するということ、ただし、それは商業が主産業の場合のみで、従産業に関しては、その項目は削除するという計画です。それに基づく商業マージンの計算に関しては、お手元の資料にございましたとおり、従来から商業が従産業であるような事業所に対しても、商業マージン率は主産業の情報を利用していただいていたということであって、今回の計画に伴い、商業マージン率の計算が不可能になるということは生じないということで、御了解を頂きました。

この点に関しましては、産業連関表を担当している総務省、それから、国民経済計算も担当している内閣府からも御了承を得ました。

それ以外の変更のうち、特に学校教育の種類のところでは、並べる順番に関して御意見がありました。この点に関しては調査実施者の方で、ほかの調査の状況も踏まえて御検討を頂き、次回、回答いただければと思います。

「(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日」に関しましては、特に基準となる期日に関しましては、28年6月1日とするということで御了承を頂きました。

この点に関しましては、内閣府・都道府県を代表して出席をいただいております、東京都及び大阪府の委員の方々からも、適当という御判断を頂きました。

ただ、確かに本年10月に行われます国勢調査の審査に重なるところがある。さらに、8月には参議院選挙が行われるということで、どうもぎりぎりの、大変苦しい選択ではあり

ますが、28年6月1日とするということで御了承を頂きました。

「(3) 報告を求めるために用いる方法」として、大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託に関しましては、大筋適当という御判断を頂きました。ただ、調査対象者に不安を与えないような処置というか配慮を必要とするという御意見がありました。この点に関しましては、調査実施者及び都道府県の方で、十分その点に関しては慎重に検討を頂ければと思います。

「イ オンライン調査の範囲の拡大」に関しましては、これも大筋適当と御判断を頂きましたが、その説明のためのパンフレット、あるいは説明書等に関しては、さらに工夫をしていただくということをお願いしたいと思います。

本日御審議いただきました内容に関しては以上のとおりです。残る論点については次回以降の審議とさせていただきます。

先ほど申し上げました幾つかの点に関しては、次回、調査実施者から次回部会で報告・回答を頂ければと思います。

本日の審議はこれまでとさせていただきます。

最後に皆様方をお願いですが、本日の議論につきまして、後ほどお気づきの点等がありましたら、時間が短くて恐縮ですが、来週の5月13日までに、事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。

次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は5月21日（木）の10時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。

先ほど部会長からお願いのありましたお気づきの点や、次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、来週の5月13日までにメール等、適宜の方法により、事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の部会の議事概要につきましては、事務局において早急に取りまとめの上、参加者の皆様に確認をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りいたします。

○廣松部会長 それでは、本日の審議はこれで終了いたします。

長時間どうもありがとうございました。